

協働のまちづくりモデル事業(市民団体) 説明資料

1. 事業採択申請書の提出について

提出期日：平成 26 年 5 月 31 日（土）

2. プレゼンテーションおよび審査について

日程： 6 月中旬（改めて案内）

プレゼン方法： パワーポイントによる説明（1 団体 10 分程度）

審査方法： 事業採択申請書の事前審査およびプレゼンによる審査

結果発表： 当日結果発表

3. 事務説明会について

採択された団体を対象とし実施します。

日程： 6 月下旬（改めて案内）

内容： 補助金交付申請書および実績報告書の説明

4. 補助金交付申請書の提出

提出期日： 7 月中旬（改めて案内）

5. 補助金交付決定、補助金の交付について

交付決定日： 7 月中旬を予定

補助金交付日： 7 月下旬頃、100%概算払い

6. 事業採択申請書の書き方について

補助対象外のもの： 飲食費（ただし、会議時のお茶や菓子代は、年間 5,000 円まで補助対象）

食材費（ただし、料理教室の材料代は補助対象）

団体構成員の人件費や講師謝礼

※備品について、備品ばかりは不可。ただし、3 ヶ年計画を実行するのに 1 年目に備品が大量に必要など特殊な場合は補助対象とします。

7. 応募資格について

事例集を参照

8. その他注意事項

- ①補助金交付決定日（7月中旬）以前の事業実施およびそれに対する支出は補助対象外。
- ②繰り越しは認められない。3ヵ年事業であっても、1年ごとに会計処理すること。
- ③補助率は80% 補助金上限は300,000円
つまり、375,000円以上の補助対象事業で満額300,000円の補助
 $375,000円 \times 80\% = 300,000円$
7月下旬に300,000円を概算払いするため、375,000円に満たない場合は、後に返還義務が発生。
- ④事業実施中、プレゼン時との計画に変更が生じる場合は、必ず市民協働課に相談すること。
前向きな変更なら良いが、当初の目的から逸脱したものは、補助対象外となる。大きな変更については、計画変更の提出と市の承認が必要。
- ⑤他事業補助との併用は認めるが、まちづくりモデル事業分と他事業分の事業費を明確に分けること。
- ⑥まちづくりモデル事業実施中のまちづくりチャレンジ事業への移行は可能。ただしまちづくりチャレンジ事業に採択された場合は、まちづくりモデル事業補助は打ち切りとなる。
- ⑦事業採択に向かつて、実施中の期間において、どんなことでも市民協働課に相談すること。

9. 質疑

問合せ先：南砺市役所 市民協働課 市民協働係 担当：石本

南砺市協働のまちづくり支援センター内（井波コミュニティプラザ「アスモ」2階）

TEL：23-2036 FAX：82-0170